

# A CITY ニュース



<https://www.com-net2.city.hiroshima.jp/acity/index.php> 第87号 2015.2.10発行  
A.CITYヒル&タワーズ管理組合・A.CITY自治会広報

## 自治会加入者倍増 キャンペーン

自治会は1月17日(土)から2月8日(日)の間に、自治会加入促進と自治会活動の周知を計る為、キャンペーンを実施しました。

内容は、未加入者の方へのアンケートの実施・ポスターの掲示・自治会活動の写真展示です。2月1日(日)は、管理センターロビーにおいて、加入促進のプレゼンテーションと節分祭を実施し、「節分」の学習後、子ども達と妖怪で力をあわせて鬼に豆をまきました。



今回、初めての試みでしたが自治会の加入率の現状を知る機会であったと思います。  
また、アンケートの結果については、検討を行い、今後の自治会活動に活かして行きます。



### これから1ヶ月の行事予定



- 2月14日(土) 有価資源ごみ回収日
- 2月21日(土) 大塚公民館まつり実行委員会 自治会役員会
- 2月22日(日) 大塚学区卓球大会
- 2月24日(土) 有価資源ごみ回収日
- 3月7日(土) H&T管理組合理事会

# 「とんど」の開催

1月11日(日)に自治会管理地において、「とんど」を行い約200名に参加いただきました。各住区で制作した門松やしめ縄、書初め等を燃やして、今年の無病息災を願いました。

また、焼いた餅でぜんざいや豚汁を楽しみ、交流を深める行事となりました。



## 各住区からの報告

### アーバン

1月18日(日)、フォレストとの合同餅つき大会がありました。つきたてのお餅を、シラスおろしやきな粉、イチゴ大福などにしていただきました。寒い1日でしたが、会話も弾みフォレストの皆さまとも良い交流ができました。

### フォレスト

アーバン住区と共同の餅つきでは、和やかな雰囲気です。親睦を深める事ができました。お互いに顔を合わせる良い機会なので、多くの方に参加していただけるよう工夫していきたいと思っております。

### ステージ

1月25日(日)全住区の最後を飾って、ステージ住区の餅つきが集会室前にて65名の参加で盛大に執り行われました。餅つきの他、おでん(これは前日より準備をしました。)・ぜんざい・バーベキュー・飲み物を用意して楽しい交流会になりました。

## 体育部より

とんどは、年末に出迎えた年神様を旧正月に炎と共に見送ると云われています。始まりは、平安時代の子どもの遊び道具(ホッケー)のスティックに似たものを3本と青竹を結んで、その上に扇子や短冊などを添えて焼き、その年の運勢を占ったとする説があります。

1月21日(水)今年初の部会を開催しました。議題は2月の卓球大会と3月の公民館まつりへの参加について、それぞれ分担して参加ということとなりました。また卓球大会の回覧の段取りなどを決めました。

老若男女楽しめる生涯スポーツ、卓球大会が2月22日(日)に開催されます。気負わず気軽な気持ち(温泉卓球的な)で参加してみたいかがでしょうか？



## タワーズイースト

### ○鏡開き

イーストでは、1月11日(日)に、年末に年神様にお供えた鏡餅の鏡開きを行いました。

鏡餅には、年神様の力が宿っていると云われ、それを食すとその年の無病息災がかなうとも言われています。

参加者が代表して、イースト住区皆様全員の無病息災をお祈りしながら、鏡餅を頂きました。

## ANCの活動



1月30日(金)大塚小学校の一年生を対象に、「昔遊び」の指導をしました。近隣町内の老人会から自称昔遊び名人が揃いました。ANCからは、13名の名人が参加し、男性はこま回し・女性があやとりを担当しました。

こま回しは、最初にこまの持ち方・ヒモの巻き方・回し方の見本を示しました。ヒモがなかなか巻けない子、うまく回らない子も何回かやっているうちに回せるようになり、歓声を上げて喜んでいました。

あやとりは、小学生の手が小さく湿っているため毛糸のすべりが悪く、また外れやすいので大変でした。「ほうき・はしご」が出来る目と目を輝かせ喜んでくれました。お昼には子ども達と一緒に給食をいただきながら、昔の食べ物や遊び等の話をしました。



今年度は、毎月第3土曜の午後8時から行っていますので参加してください。

○防犯パトロール  
1月17日(土)午後8時から防犯パトロールを行いました。  
高層マンションには、不法侵入者が潜伏しやすい場所もあります。  
防犯パトロールでは、不審者が潜伏しやすい場所のチェックや消防設備の設置場所や使用方法の確認を行っています。



## 賛助会員コーナー

### メリイハウス

先月1月6日(火)に「ママとキッズの映画上映会」を開催しました！

小雨が降る寒い天候でしたが、ディズニーマニアの「モンスターズ・ユニバーシティ」を50人のキッズを含む70人余が楽しみました。友だちと助け合いながら目標のために最後までがんばる主人公に、目を輝かせていたキッズたちが印象的でした。

これからも子どもたちの笑顔あふれる上映会やイベントを開催していきます！是非、お気軽にご来館ください。

一方、この度メリイハウスは「子ども110番の家」に登録されました。近所で万が一何かトラブルがありましたら、迷わず当施設に駆け込んで！子どもたちに周知くだされば幸いです。メリイハウスは皆様と共に子どもたちの笑顔を育み、安全を守りたいと思います。



## お知らせ

### 第二回大塚公民館祭り

ACITY自治会も出店します。

○日時 3月15日(日)10時～15時

○場所 大塚公民館

○出店内容

うどん、焼き鳥、ハッシュドポテト、ベーコン串、ビール、ジュース

○その他

公民館で活動するグループが学習成果(舞台発表・展示・体験コーナー、バザー等)を発表するイベントがあります。



### ペット対策委員会

散歩中に、ペットが逃げ出したり、他の犬や飼い主とのトラブルが何回かありました。散歩の際はリード(引き綱)が外れないように注意して下さい。

また、リードは絶対に離さないで下さい。なお、ペット(犬・猫)を飼われているかたは、ペットクラブに飼育届けの提出をお願いします。



## 管理組合こぼれ話 No.2

### 1. 音は故障の前兆(下)

ドアクローザーの調整は難しそうだし、高い位置で高齢者には無理、注油でどんな油を使っているかわからないなどで、管理組合で一括してメンテナンスしてくれたらいいのと思われませんか。玄関ドアは外側が「共用部」、内側は「区分所有」となっています。当マンションではクローザー、ヒンジも区分所有者の「所有＝責任」になります。要望が多ければ共助事業として管理組合が調整、斡旋する事もありえますが、その場合でも個人負担が前提となります。(潤滑油は部品に応じて使用する必要があります。特にクレ556などに代表される浸透性の潤滑剤は初期に大きな効果があってもプラスチック部品や玄関錠に害をおよぼす事がありますので注意してください。錠部分など注油自体が忌避の部品もあります。)

前・H&T管理組合理事長 佐藤典明

## ヒルズ&タワーズ及びヒルズ管理組合

### ヒルズ&タワーズ理事長

1月10日(土)に行った第3回理事会について、下記の通り報告いたします。

- (1)各専門委員会から活動報告がありました。
- (2)自治会から要望のコミュニティーラウンジに図書を置く件について、本棚が低く転倒等による危険性が少ないこと及び図書の分量も確認できたので、承認しました。
- (3) 宅配ロッカー及びAED設置について、無償で設置すること並びに設置スペース等に関する意見が多くあり、取り敢えず設置は見合わせるということになりました。
- (4) 長期修繕計画見直し業務について、管理会社から業務委託のお願いと見積書の提出がありました。修繕対象が少ないこと等をも考慮し、引き続き検討することにしました。
- (5) 各住区共用部外灯のLED化について、修繕委員会から提言書の提出がありました。
- (6) 自治会から、自治会加入の活動を行っていることに対する協力の依頼がありました。

また、1月25日(日)深夜に発生した火災は、住人による果敢な初期消火活動が功を奏し、幸いにもボヤで済み大事には至りませんでした。引き続き細心の注意を払って火災防止に努めていきましょう!!

### ヒルズ理事長

ヒルズ管理組合より以下のとおりご報告いたします。

1. 理事会開催(1月10日(土))・・・管理会社(野村不動産パートナーズ(株))を含めて情報交換を行ない、いろいろな課題について検討し決定しました。
2. 残置林整備・・・現地を点検し見積書の検討を行いました。
3. 植栽への施肥(3年に1回行う)・・・今年はパレット住区とアリーナ住区に決定しました。
4. 高木(アメリカフー)剪定・・・木に番号をつけて管理します。
5. 不具合報告・・・①地図の広場のオブジェの修理②アーバンの排水修理③アッパーライト撤去(7個)④道路の陥没やピンコロ石の破損の修理
6. 長期修繕計画・・・管理会社から提案された見積書に関して検討を行いました。

なお、建物・道路・植栽などに関して不具合を発見されましたら、ヒルズ管理組合理事長の上田までご一報ください。

## 規約で アタック



第63回

## 福は内！ 鬼は外！

豆まきはされましたか？ 節分では、豆をまいたり、鯛のお

いなどで、邪気を追い払います。

さて、マンション生活で法令・規約等に違反する者、共同生活の秩序を乱す行為を行う者に対しては、どのような措置をとることができるのでしょうか？

規約では、理事長は「理事会の決議を経てその団地建物所有者に対し、その是正等のため必要な勧告及び指示若しくは、警告を行うことができる」と定められています。それらを受けて是正しなければ、法的な措置をとる事もあります。

ダイズな事なので、覚えておいてくださいね。